R04-16　2022年版 勘定科目別農業簿記マニュアル　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁数 | 項　　　目 | 改訂概要 |
| 22 | 棚卸資産  　商品［農産物等］ | ・消費税申告のポイントに「（飲食料品は第二種事業、それ以外は第三種事業）」「飲食料品以外も含めて」の説明を追加 |
| 31 | その他流動資産  　仮払消費税等  　未収消費税等 | ・「消費税のインボイス制度の実施（2023年10月）により、免税事業者等からの課税仕入れ等で仕入税額控除が制限される部分は、仮払消費税等として仮受消費税等との清算に用いるのではなく、対価の額に含めます。」の説明を追加  ・表題名称に等を追加（仮払消費税→仮払消費税等、未収消費税→未収消費税等） |
| 46 | 有形固定資産  　建設仮勘定  　育成仮勘定［未成熟の果樹・育成中の牛馬等］ | ・「建設仮勘定の課税仕入れの時期」の項目に（物の引渡しや役務  の提供または一部が完成したことにより引渡しを受けた部分）の説明を追加  ・経理のポイント「育成後の処理」のなお書きに「中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例」の適用期限を延長（2022年３月31日→2024年３月31日） |
| 59 | 流動負債  短期借入金 | ・表「主な無担保資金」の利率（時点）を更新 |
| 67 | 固定負債  長期借入金 | ・表「農業関係の主な長期資金」の利率及び（注２）の時点を更新 |
| 82 | 売上高・売上原価  価格補填収入［雑収入］ | ・表「農畜産物についての価格補填金」の交付単価例、交付要件を一部更新 |
| 97  ～103 | 製造原価（労務費）  　専従者給与（青）、賃金、雑給、賞与 | ・「青色事業専従者給与に関する届出書」「源泉徴収月額表」「日雇賃金の源泉徴収税額表」「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の各年次を更新 |
| 115  118  125 | 製造原価（経費）  減価償却費  特別償却（青）  共済掛金  診療衛生費［農薬衛生費］ | ・表「主な特別償却」の「商業・サービス業・農林水産業活性化税制（措法10の５の２）」の項目を削除  ・表「価格損失補填のための負担金等の課税上の取扱い」の生産者負担金の拠出単価及び交付金の交付単価を一部更新  ・表「主な助成付きリース」に「強い農業・担い手づくり総合支援リース」の項目追加、「畜産経営力向上緊急支援リース」及び「大豆・麦等生産体制緊急整備リース」の項目削除、備考の年次を一部更新 |
| 154 | 特別損益  農業経営基盤強化準備金繰入額（青） | ・適用対象者の説明に「2023 年（令和５年）分から、農業経営基盤強化準備金の積立てについて、地域計画の目標地図（＝新たな人・農地プラン）に表示される「農業を担う者」に限定されます。」及び「農業を担う者」として①～③の説明を追加 |
| 178  196 | 各種所得の金額  　　雑所得（業務）  　地震保険料控除の後 | ・青色申告のポイント「現金預金取引等関係書類の保存」の項目に業務に係る雑所得の例示①～⑧及び説明（その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っている場合は事業所得となりますが、その所得がその者の主たる所得でなく、かつ、その所得に係る収入金額が300 万円を超えない場合には、特に反証のない限り、業務に係る雑所得として取り扱うことになります。）を追加  ・表「人的控除の適用要件」の障害者（特別障害者）及び控除対象扶養親族（特定扶養親族、老人控除対象配偶者老人扶養親族）の対象者の年次を更新 |
| 210 | 税金の計算  （3）税額控除①（差引所得税額の計算）  住宅借入金等特別控除 | ・適用年を更新（居住年から10年間（居住の用に供した日が2021年の場合）→（居住年から13年間（居住の用に供した日が2022年の場合）） |
| 222  223  225  226～227  228～229  230  231 | 記入例（令和４年分）  所得税青色申告決算書（農業所得用）  所得税及び復興特別所得税の確定申告書Ｂ  肉用牛の売却による所得の税額計算書  （兼確定申告書付表）  中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 | ・各様式の表題年次を更新  ・損益計算書の販売金額の変更、連動金額の更新  ・A収入金額の内訳の生乳の販売金額の変更、合計額の更新  ・貸借対照表の連動金額の更新  ・E減価償却費の計算（別紙明細）の取得年月の各年次更新  ・第一表の農業所得及び扶養控除の金額変更、連動金額の更新  ・第二表の特例適用条文（措法25）の追加、配偶者や親族に関する事項及び事業専従者に関する事項の生年月日更新  ・農業所得金額の変更、連動金額の更新  ・取得年月日及び指定事業の用に供した年月日の年次更新 |

※）上記の他にも、表記等の若干の見直しを行っています。